

## 日本学生支援機構給付奨学生への応募規定

### ○応募の手順

平成 30 年度大学等給付奨学生採用候補者への応募については、次の日程にて手続きを行う。

5 月 31 日（水）までに学校への応募書類を教務課庶務係に提出する。

6 月 9 日（金）までに校内における選考を行う。

6 月 30 日（金）までに推薦を受けた者は機構への出願書類を教務課庶務係に提出する。既卒者についても、旧担任等を通じて上記日程にて手続きを行うものとする。

### ○提出書類

応募に際して推薦基準を満たす者であることを証する資料の提出が必要である。

#### (1) 人物について

進学して何を学び、将来どのように社会に貢献していくかについてのレポート（様式・体裁は不問）【必須】

レポートの内容によっては、選考委員会よりヒアリングを行う。

#### (2) 健康について

心身の障害や疾病がある場合は、それが修学に支障がないことを示す資料

#### (3) 学力および資質について

学校外での活動等がある場合は、その様子がわかるもの（新聞報道や賞状、活動証明書等）

#### (4) 家計について

要件を証明する書類（所得割額の証明書、生活保護受給者証、養護施設入所証明書等）【必須】

### ○確認事項

- \* 本制度は予約採用制であり、応募は給付されるならば必ず進学を予定する者に限られる。
- \* 対象は卒業後 2 年以内の既卒未進学の者と高校 3 年次在籍で卒業見込みの者のうち、進学の意味が明確な者に限る。
- \* 選考は、副校長、科長、選考対象者の学年主任、担任よりなる選考委員会による。
- \* 選考は、別に示す選考基準によるものとし、すべての基準を総合的に判断する。
- \* 給付奨学生の採用候補者となった生徒等が次年度進学しない場合は、採用候補者としての資格を失い、次年度以降希望する場合は改めて申し込む必要がある。